

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その59) 秋 田 県 条 例

- ①秋田県受動喫煙防止条例成立
- ②熊本市役所が敷地内禁煙を実施

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授 大和 浩

①秋田県受動喫煙防止条例成立 立し、7月2日にホームページに公開されました
2019年6月27日、改正健康増進法よりも強化 (図1)。
(上乗せ)、かつ、対象を拡大(横出し)した条例が成



図1. 秋田県のホームページ、受動喫煙防止条例の制定

条例の概要は赤の矢印の部分をクリックしてください(図2)。ポイントは以下の通りです。

- ・ 幼保小中高校には屋外喫煙場所を設置できないこと
- ・ 大学、行政機関、医療機関等には屋外喫煙場所を設置しない努力義務(秋田県庁、議会、県警は敷地内禁煙を2018年10月から実施)
- ・ 駅、空港には喫煙室を設置できないこと
- ・ 神奈川県条例、兵庫県条例、豊橋市条例に続いて、加熱式タバコの専用室の設置を認めなかったこと(本誌2019年5月号参照)
- ・ 事務所、飲食店に加熱式タバコ専用室を設置しない努力義務(施行から5年間で屋内禁煙とする努力義務)
- ・ 特定飲食提供施設(既存の小規模店)で従業員を雇用している場合は「全面禁煙」「喫煙専用室以外は禁煙」のどちらかしか選択できないこと

- ・ 「禁煙施設」はその旨の標識を掲示すること
- ・ 屋外のイベントで望まない受動喫煙が生じない配慮をすること

条例の施行のスケジュールは以下の通りです。

令和元(2019)年7月2日:

公布、目的、責務規定が施行(一部施行)

令和2(2020)年4月1日:

施設・区域別の措置に関する規定が施行(全面施行)

令和7(2024)年4月1日:

従業員を使用している既存特定飲食提供施設(※)に関する規定等の適用(本格施行)

※: 既存飲食店のうち個人又は中小企業(資本金又は出資金の総額5千万円以下)が運営する客席面積100㎡以下の飲食店

秋田県受動喫煙防止条例について			健康づくり推進課																														
<p>1 目的</p> <p>【第1条関係】 この条例は、受動喫煙は、生活習慣病の発症と関連があること及び二十歳未満の者の健康に及ぼす影響が重大であることに鑑み、受動喫煙の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を防止するための措置を講ずることにより、望まない受動喫煙の生じない生活環境の実現を目指し、もって県民の健康的な生活の確保に資することを目的とする。</p>																																	
<p>2 責務</p> <p>■県【第2条関係】 ○県民及び事業者に対し、受動喫煙を防止するための措置に関する情報を提供すること。</p> <p>○望まない受動喫煙の生じない生活環境の実現に向けた、県民及び事業者の自主的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>■県民【第3条関係】 ○受動喫煙が人の健康に及ぼす影響について関心と理解を深めること。</p> <p>○受動喫煙防止についての配慮が適正になされるよう、自主的かつ積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>■事業者【第4条関係】 ○受動喫煙防止について理解を深めること。</p> <p>○事業活動を行うに当たり、受動喫煙の防止について、自主的かつ積極的に取り組むよう努めること。</p>	<p>3 施設・区域別の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・区域等の類型</th> <th>条例案</th> <th>改正健康増進法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">第1種施設</td> </tr> <tr> <td>幼稚園、小・中学校、高等学校、児童福祉施設等</td> <td>【第6条関係】敷地内禁煙(屋外に喫煙場所を設置できない)</td> <td>敷地内禁煙(屋外に喫煙場所を設置できる)</td> </tr> <tr> <td>大学、行政機関、医療機関等</td> <td>【第7条関係】敷地内禁煙(屋外に喫煙場所を設置しないよう努める)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">第2種施設</td> </tr> <tr> <td>駅、空港等</td> <td>【第8条関係】屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置できない)</td> <td>屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置できる)</td> </tr> <tr> <td>事務所、飲食店等</td> <td>【第10条関係】屋内禁煙(喫煙専用室を設置できる、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努める)</td> <td>※指定たばこ専用喫煙室は、加熱式たばこ専用の喫煙室で、飲食が可能</td> </tr> <tr> <td>既存特定飲食提供施設 ※既存飲食店のうち個人又は中小企業(資本金又は出資金の総額5千万円以下)が運営する客席面積100㎡以下の飲食店</td> <td>【第9条関係】 【当分の間の特例】 ○従業員(親族を除く)を使用している場合 屋内禁煙(喫煙専用室を設置できる、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努める) ※【附則第3項関係】 条例施行後5年間は経過措置として屋内禁煙とするよう努める。 ○従業員(親族を除く)を使用していない場合 改正健康増進法に同じ</td> <td>【当分の間の特例】 屋内の一部又は全部を喫煙できる場所として定めることができる。</td> </tr> <tr> <td>すべての飲食店</td> <td>【第11条関係】 改正法による喫煙可能施設の標識に加え、「禁煙施設」である旨の標識も掲示</td> <td>施設の出入り口に喫煙可能な場所が設置されている旨の標識を掲示</td> </tr> <tr> <td>屋外等 (イベント・大会会場等)</td> <td>【第12条関係】 望まない受動喫煙が生じないよう配慮</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		施設・区域等の類型	条例案	改正健康増進法	第1種施設			幼稚園、小・中学校、高等学校、児童福祉施設等	【第6条関係】敷地内禁煙(屋外に喫煙場所を設置できない)	敷地内禁煙(屋外に喫煙場所を設置できる)	大学、行政機関、医療機関等	【第7条関係】敷地内禁煙(屋外に喫煙場所を設置しないよう努める)		第2種施設			駅、空港等	【第8条関係】屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置できない)	屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置できる)	事務所、飲食店等	【第10条関係】屋内禁煙(喫煙専用室を設置できる、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努める)	※指定たばこ専用喫煙室は、加熱式たばこ専用の喫煙室で、飲食が可能	既存特定飲食提供施設 ※既存飲食店のうち個人又は中小企業(資本金又は出資金の総額5千万円以下)が運営する客席面積100㎡以下の飲食店	【第9条関係】 【当分の間の特例】 ○従業員(親族を除く)を使用している場合 屋内禁煙(喫煙専用室を設置できる、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努める) ※【附則第3項関係】 条例施行後5年間は経過措置として屋内禁煙とするよう努める。 ○従業員(親族を除く)を使用していない場合 改正健康増進法に同じ	【当分の間の特例】 屋内の一部又は全部を喫煙できる場所として定めることができる。	すべての飲食店	【第11条関係】 改正法による喫煙可能施設の標識に加え、「禁煙施設」である旨の標識も掲示	施設の出入り口に喫煙可能な場所が設置されている旨の標識を掲示	屋外等 (イベント・大会会場等)	【第12条関係】 望まない受動喫煙が生じないよう配慮	-	<p>4 行政指導等</p> <p>【第14条、第15条関係】 県民の理解と協力を得ながら施行することとし、本条例において、罰則は設けない。 なお、義務に違反する場合は、行政指導等を行う。</p> <p>5 検討について</p> <p>【附則第4項関係】 条例施行後5年を目途として、施行状況等を動かし検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 施行日</p> <p>施行時期は、改正法の施行と時期を合わせることで効率的かつ効果的であることから、条例の趣旨や規制内容について、十分な周知に努めながら進める。</p> <p>○公布の日 目的、責務等の施設・区域別に措置に関する規定以外の規定 【第1条～第5条、第19条】(一部施行)</p> <p>○令和2年4月1日 施設・区域別の措置に関する規定 【第6条～第18条】(全面施行)</p> <p>○令和7年4月1日 従業員を使用している既存特定飲食提供施設に係る経過措置が終了することに伴い必要となる手続規定 【第9条第2項、第14条第3項】(本格施行)</p>
	施設・区域等の類型	条例案	改正健康増進法																														
	第1種施設																																
	幼稚園、小・中学校、高等学校、児童福祉施設等	【第6条関係】敷地内禁煙(屋外に喫煙場所を設置できない)	敷地内禁煙(屋外に喫煙場所を設置できる)																														
	大学、行政機関、医療機関等	【第7条関係】敷地内禁煙(屋外に喫煙場所を設置しないよう努める)																															
第2種施設																																	
駅、空港等	【第8条関係】屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置できない)	屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置できる)																															
事務所、飲食店等	【第10条関係】屋内禁煙(喫煙専用室を設置できる、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努める)	※指定たばこ専用喫煙室は、加熱式たばこ専用の喫煙室で、飲食が可能																															
既存特定飲食提供施設 ※既存飲食店のうち個人又は中小企業(資本金又は出資金の総額5千万円以下)が運営する客席面積100㎡以下の飲食店	【第9条関係】 【当分の間の特例】 ○従業員(親族を除く)を使用している場合 屋内禁煙(喫煙専用室を設置できる、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努める) ※【附則第3項関係】 条例施行後5年間は経過措置として屋内禁煙とするよう努める。 ○従業員(親族を除く)を使用していない場合 改正健康増進法に同じ	【当分の間の特例】 屋内の一部又は全部を喫煙できる場所として定めることができる。																															
すべての飲食店	【第11条関係】 改正法による喫煙可能施設の標識に加え、「禁煙施設」である旨の標識も掲示	施設の出入り口に喫煙可能な場所が設置されている旨の標識を掲示																															
屋外等 (イベント・大会会場等)	【第12条関係】 望まない受動喫煙が生じないよう配慮	-																															

図2. 秋田県受動喫煙防止条例の概要(イエローは筆者による書き込み)

秋田空港のホームページには、4月26日、喫煙室の一部を屋外に移設したことが告知されています(図3)。残る3カ所の喫煙室が県条例により来年4月に廃止されれば、屋内全面禁煙となる日本で最初の空港となります。秋田駅の喫煙室も同様の措置がとられれば、日本の最先端を走ることになります。搭乗・乗車の直前に喫煙してきた人たちのタバコ臭(三次喫煙)の被害は、秋田県条例でか

なり軽減されるでしょう。

秋田県でこのような条例が成立した背景は以下の通りです(秋田・たばこ問題を考える会代表の鈴木裕之先生のブログと原稿を参照しました)。

- ・県のがんの死亡率が高かったこと
- ・県の喫煙率も高かったこと
- ・知事主導の「健康秋田いきいきアクションプラン」で「10年で健康寿命日本一を目指す」という

秋田空港における施設内喫煙所について

news

[Home](#) > 秋田空港における施設内喫煙所について

秋田空港では、現在、国内線旅客ターミナルビル内に5ヶ所、国際線旅客ターミナルビルには1ヶ所(1ヶ所は'19/3末廃止)の喫煙所(完全分煙)を設け、受動喫煙の防止に努めておりますが、平成31年4月26日(予定)より、建物内の喫煙所を一部廃止し、外部に設置することといたしました。なお、廃止する喫煙所は、国内線ビル1階ファミリーマート横及び国内線ビル2階カフェ横(階段付近)となります。

また、国内線旅客ターミナルビル2階「搭乗待合室A」及び「ロイヤルスカイB(カードラウンジ)」、国際線旅客ターミナルビル2階出国待合室Cは、当面使用を継続いたしますが、秋田県条例の制定の動きを踏まえ、建物内全面禁煙を実施する予定でありますので、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

秋田空港における施設内喫煙所について



図3. 屋内全面禁煙化が予定されている秋田空港

目標が設定され、「禁煙」が対策の3本柱の一つに挙げられたこと

- ・2016年に制定された「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」から、医師会が方向性をリードしたこと
- ・「県たばこによる健康被害防止対策検討委員会」では、タバコ産業の意見も含め、十分に議論を重ねた上で原案を作成したこと
- ・県健康づくり推進課、県医師会、協会けんぽ秋田、秋田・たばこ問題を考える会が長年連携し、毎年春の「世界禁煙デー秋田フォーラム」、秋の「受動喫煙防止秋田フォーラム」を開催していること

光栄なことに筆者は今年11月9日のフォーラムで講演させていただく予定です。屋外に移設された秋田空港の屋外喫煙所を視察して、本誌で報告したいと思います。

②熊本市役所が敷地内禁煙を実施

先日、熊本に出張した際、市役所が敷地内禁煙になったことを確認するために立ち寄りました。喫煙所のパーティションは残っていましたが、写真で示すように多数の貼り紙があり、加熱式タバコを含む敷地内禁煙が実施されていました。

本誌の先月号で紹介したように福岡県庁に2カ所、北九州市役所に1カ所の屋外喫煙場所が残っています。今後、熊本市役所と同様の措置がとられることを期待しています。

